

1 ■048■ 事件単位の原則

2 \*事件単位の原則を明示する規定はないが、いくつかの条文から論理的に導き出す。逮捕  
3 前置主義もそうだった。勾留要件として「逮捕が適法になされたこと」を付加する場合  
4 もそうだった。重要な原則や要件であるにもかかわらず、明文規定を欠く場合は、関連  
5 条文を適切に引用してその原則を導き出すこと。

6  
7  
8 ■049■ 一罪一逮捕一勾留の原則

9 \*一罪一逮捕一勾留の原則も明文規定がない。関連条文を適切に引用してこの原則を導き  
10 出すこと。

11  
12  
13 ■050■ 分割逮捕・勾留禁止原則

14 \*罪数処理の絡む箇所。  
15 \*分割逮捕・勾留禁止原則に対し、一定の場合に例外を認めるべきかという論点は頻出。  
16 すらすらと答えられるようになっておくこと。

17  
18  
19 ■051■ 再逮捕・勾留禁止原則

20 \*分割逮捕・勾留の禁止と、再逮捕再勾留の禁止の違いを、典型的な事例をもって、きつ  
21 ちりイメージできるようにしておくこと。  
22 \*再逮捕・勾留禁止原則に対し、一定の場合に例外を認めるべきかという論点も頻出。す  
23 らすらと答えられるようになっておくこと。  
24 ・勾留要件としての「逮捕が適法になされたこと」の処理方法と、分割逮捕・勾留禁  
25 止原則違反の際の処理方法と、再逮捕・勾留禁止原則の例外的処理方法とが、互い  
26 に矛盾しないように、自説を組み立てること。

27  
28